

福岡県工業技術センター研究課題評価実施要領

(目的)

第1条 本実施要領は、福岡県工業技術センター研究課題評価委員会（以下「委員会」という。）による研究課題評価の実施に際し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本実施要領で「研究課題評価」とは、福岡県工業技術センター研究課題評価委員会設置要綱第3条第1項第1号から第4号に掲げる事前評価、中間評価、事後評価及び必要な場合における追跡評価をいう。

(委員の選任等)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、原則として、福岡県若しくは近隣の技術支援機関等において、産学官連携、技術移転の支援に関する職務に従事する者又は福岡県若しくは近隣の大学（附属若しくは付置研究所を含む。）に所属する教官（評価の対象である研究課題のいずれかに共同研究者等として関与している者を除く。）から、センター所長が選任し、委嘱する。

(委員会参加者)

第4条 委員会の参加者は次の各号のとおり。

- 一 委員
- 二 センター所長
- 三 センター副所長
- 四 企画管理部長
- 五 各研究所所長
- 六 評価を実施する研究課題を所管する技術課長及び研究担当者
- 七 戦略プロジェクト室長
- 八 研究企画課長
- 九 情報交流課長
- 十 業務上参加が必要な工業技術センター職員
- 十一 新産業・技術振興課職員
- 十二 その他センター所長が必要と認めるもの

(評価対象)

第4条 研究課題評価は、センター所長が外部評価が必要なものとして特に定める研究課題について実施する。

(事前評価)

第6条 次年度より実施する課題について、当該課題の採択に関し事前評価を実施する。

- 2 前項に規定する事前評価は、原則として研究実施予定前年度の8月から9月に実施する。
- 3 事前評価は、次の各号に掲げる項目について行う。
 - 一 工業技術センターの使命との適合性
 - 二 研究目的の妥当性
 - 三 研究内容の妥当性
 - 四 研究実施体制の妥当性

五 成果の波及効果

- 4 委員は、前項の評価結果、コメント及び総合評価を事前評価票に記入し、事務局に提出する。なお、評価票は参考様式1を標準としてセンター所長が定めるものとする。
- 5 センター所長は、評価結果を取りまとめ、委員会の意見を聞いた上で、研究課題の取扱を決定する。

(中間評価)

第7条 第5条に規定する研究課題のうち研究期間が2年以上で、当該年度も引き続き実施するものについて、研究の進捗に関し中間評価を実施する。

- 2 中間評価は、次の各号に掲げる事項について行う。
 - 一 進捗状況
 - 二 成果の見通し
 - 三 今後の取扱い
- 3 委員は、前項の評価結果及びコメントを中間評価票に記入し、委員長に提出する。なお、評価票は参考様式2を標準としてセンター所長が定めるものとする。
- 4 前条第5項の規定は、中間評価に準用する。

(事後評価)

第8条 第5条に規定する研究課題のうち前年度に終了したのものについて、研究結果に関し事後評価を実施する。

- 2 事後評価は、次の各号に掲げる事項について行う。
 - 一 計画の達成度
 - 二 達成された成果の意義
 - 三 技術としての発展性
 - 四 今後の取扱い
- 3 委員は、前項の評価結果及びコメントを事後評価票に記入し、委員長に提出する。なお、評価票は参考様式3を標準としてセンター所長が定めるものとする。
- 4 第6条第5項の規定は、事後評価に準用する。

(追跡評価)

第9条 第5条に規定する研究課題のうち、前年度以前に終了したもので特に必要であると認められるものについては、追跡評価を実施する。

- 2 追跡評価に関し必要な事項は、センター所長が別途定める。

(評価の方法)

第10条 委員会による研究課題評価は、提出された書類の審査及び研究担当者による口頭発表のヒアリングにより行う。

- 2 委員に提出する書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 研究管理シート(研究管理実施要領：様式第1号)
 - 二 その他説明に必要な書類

(委員の責務)

第11条 委員は、研究課題評価にあたって公平かつ厳正な評価を心がけると共に、研究課題評価の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 委員は、前項の秘密保持に関する義務を確認するため、秘密保持誓約書(様式1)を毎年の就任時に提出するものとする。

(評価結果の公開)

- 第12条 センター所長は、研究課題評価の評価基準、評価方法、評価結果及び当該評価結果の研究業務への反映状況等について、県民にわかりやすい形で取りまとめ、インターネットなどを利用して公開する。
- 2 個人情報又は企業情報の保護、知的所有権の取得、研究業務の公正かつ円滑な遂行等のため、機密の保持が必要な情報については、前項の規定に係わらず公開しない。また、委員会は原則非公開とする。
- 3 委員は、評価結果等の公開について同意する。

(その他)

- 第13条 この実施要領に定めるものの外、研究課題評価の実施に関し必要な事項の細目については、センター所長が別途これを定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。なお、平成22年度実施した課題の評価については、改定前の規定を準用する。